

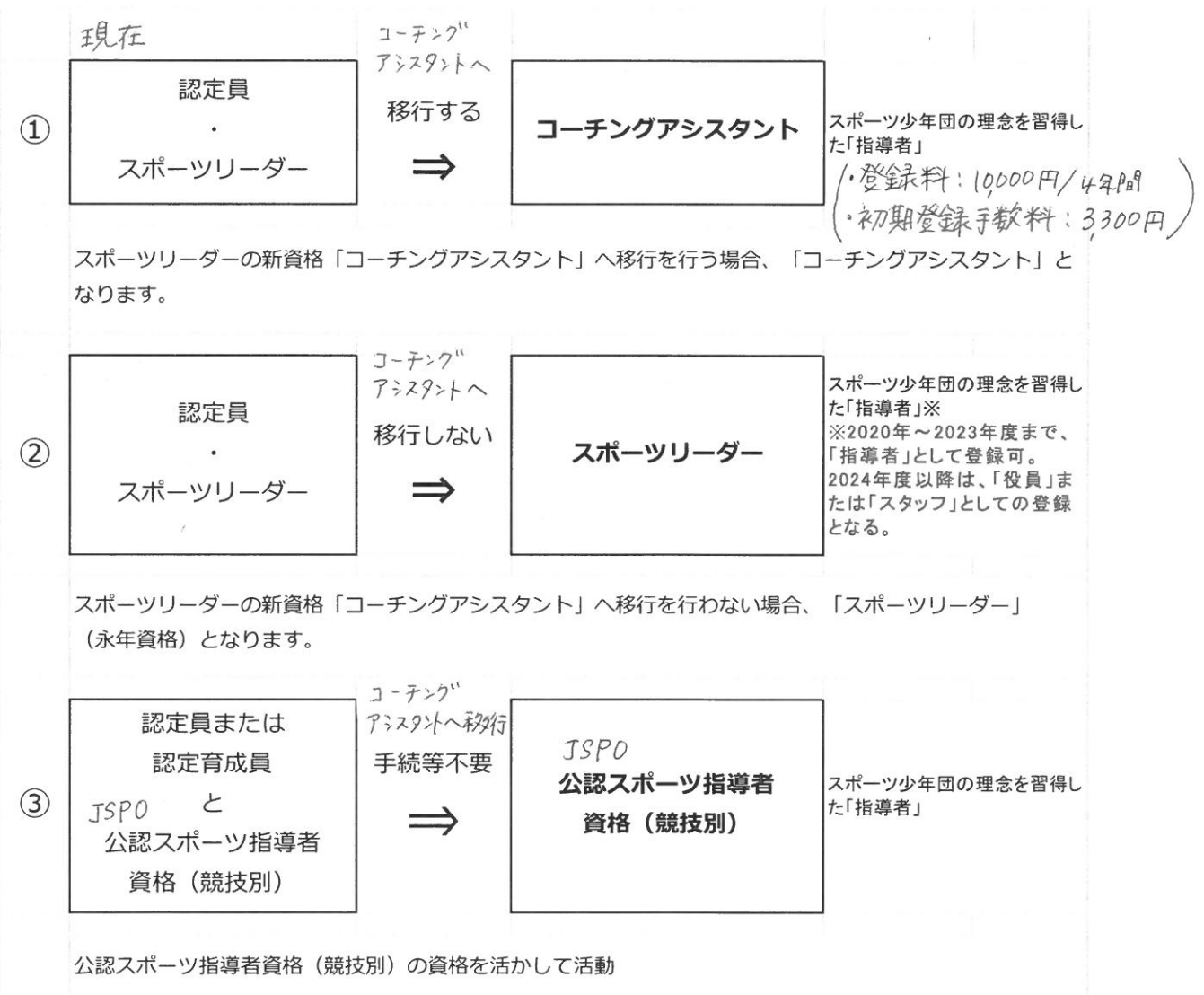
<スポーツ少年団指導者の資格について>

認定員・認定育成員の資格は、2020年度から廃止となり、資格移行手続きを行うことによって、**コーチングアシスタント**となります。

また、これから指導者の資格をとる方については、新資格の**スタートコーチ（スポーツ少年団）**で養成します。

下記のとおり、ご自分が①～⑦のいずれかに該当すると思いますので、ご確認ください。

なお、認定員をお持ちの方は、**スポーツリーダー資格も保有されています。（平成17年度以前に認定員になった方もスポーツリーダー資格を保有されています。）**



現在

①

認定員
・
スポーツリーダー

コーチング
アシスタントへ

移行する

⇒

コーチングアシスタント

スポーツ少年団の理念を習得した「指導者」

（登録料：10,000円/4年間
・初期登録手数料：3,300円）

スポーツリーダーの新資格「コーチングアシスタント」へ移行を行う場合、「コーチングアシスタント」となります。

②

認定員
・
スポーツリーダー

コーチング
アシスタントへ

移行しない

⇒

スポーツリーダー

スポーツ少年団の理念を習得した「指導者」※

※2020年～2023年度まで、「指導者」として登録可。
2024年度以降は、「役員」または「スタッフ」としての登録となる。

スポーツリーダーの新資格「コーチングアシスタント」へ移行を行わない場合、「スポーツリーダー」（永年資格）となります。

③

認定員または
認定育成員
JSPD と
公認スポーツ指導者
資格（競技別）

コーチング
アシスタントへ移行
手続等不要

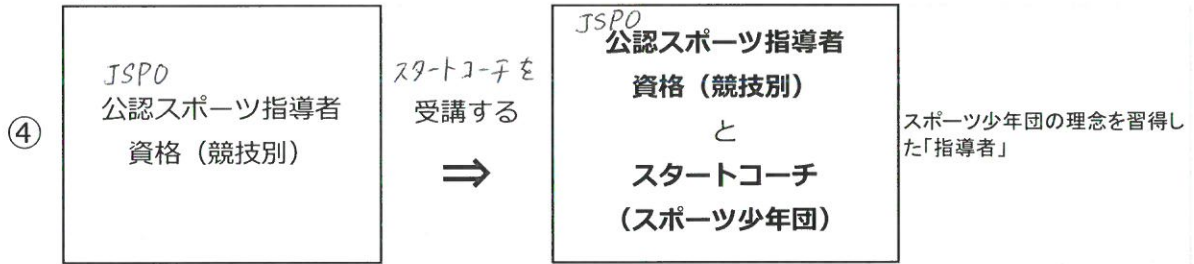
⇒

JSPD
公認スポーツ指導者
資格（競技別）

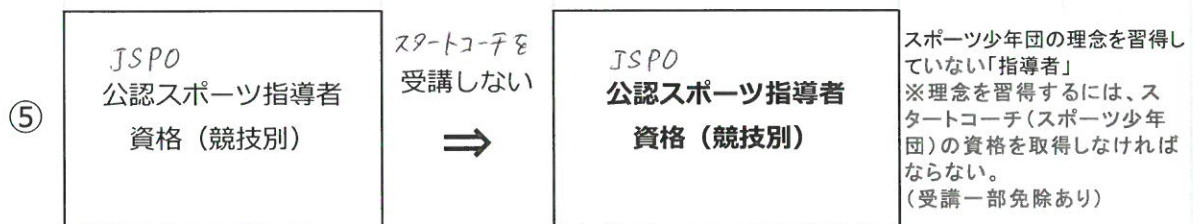
スポーツ少年団の理念を習得した「指導者」

公認スポーツ指導者資格（競技別）の資格を活かして活動

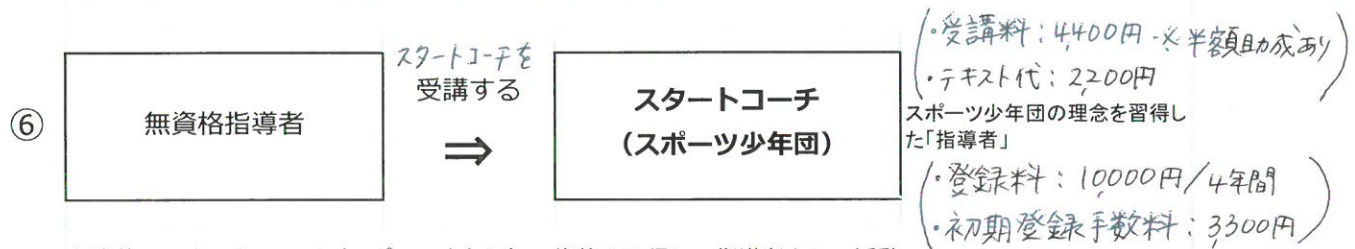
現在



公認スポーツ指導者資格（競技別）と新資格のスタートコーチ（スポーツ少年団）の資格を取得し、両方の資格を活かして活動



公認スポーツ指導者資格（競技別）の資格を活かして活動



新資格のスタートコーチ（スポーツ少年団）の資格を取得し、指導者として活動



資格を持っていないため、スポーツ少年団登録は、「指導者」として登録できません。

「役員」または「スタッフ」の登録しかできません。